

**改正**

平成22年3月29日条例第5号

平成22年9月30日条例第23号

平成28年9月30日条例第27号

深谷市レンガのまちづくり条例

(目的)

**第1条** この条例は、レンガを活かしたまちづくりを推進し、もって市の歴史的背景を踏まえた個性と魅力のあるまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) レンガ レンガ又はタイルで、規則で定める色並びに形状、規格及び積み方又は貼り方を備えたものをいう。
- (2) 対象区域 市の景観の形成に関し先導的な役割を担い、レンガを活かしたまちづくりを特に推進する区域をいう。
- (3) 重点路線 対象区域に存し、街並み形成の骨格となる路線をいう。

(市長の責務)

**第3条** 市長は、第1条の目的を達成するため、レンガ造りの建築物に対し、必要な施策を推進するものとする。

- 2 市長は、レンガを活かしたまちづくりを推進するために必要な財政的な措置その他の支援措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、市の建築物を新築、改築、増築又は模様替えをする場合は、その壁面、外構等にレンガを使用するよう努めるものとする。

(対象区域等)

**第4条** 対象区域及び重点路線は、市長が定めるものとする。

(深谷市レンガのまちづくり指定審査会)

**第5条** レンガを活かしたまちづくりに関する事項について、市長の諮問に応じ審査するため、深谷市レンガのまちづくり指定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

**第6条** 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(委員の任期)

**第7条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第8条** 審査会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第9条** 会長は、審査会の会議を招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委任)

**第10条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の深谷市レンガのまちづくり条例（平成7年深谷市条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月29日条例第5号）

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日条例第23号抄）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第14条の規定 平成22年11月1日

附 則 (平成28年9月30日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた改正前の深谷市レンガのまちづくり条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の規定による申請をした申請者であって、同条第2項の規定による指定を受けていない者に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。

3 施行日前において旧条例の規定により交付する奨励金であって、旧条例第7条に規定する交付期間を経過していないものの交付については、なお従前の例による。